

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 2 | 児童福祉に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鏡野町は、児童福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鏡野町長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童福祉に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費、並びに高額障害児通所給付費に関する事務を実施する。 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①障害児通所給付費等の支給申請の受理並びに給付決定及び通知 ②肢体不自由児通所医療費の支給 ③障害児相談支援給付費及び特別障害児相談支援給付費の支給申請の受理及び支給 ④障害福祉サービスの提供 ⑤高額障害児通所給付費の支給申請の受理並びに支給決定及び支給 ⑥負担能力の認定及び費用の徴収 ⑦障害児通所給付決定の変更申請の受理並びに変更及び通知 |
| ③システムの名称 | 福祉総合システム(G-Trust)、統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| G-Trustファイル、統合宛名ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号）第8条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、20の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総合福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 総合福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 鏡野町総務課 岡山県苫田郡鏡野町竹田660 TEL:0868-54-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 鏡野町総務課 岡山県苫田郡鏡野町竹田660 TEL:0868-54-2111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | |

| 9. 監査 | |
|---|--|
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを厳守している。住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|--|
| 平成30年4月1日 | I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 保健福祉課長 武本 学 学校教育課長 谷口強志 | 保健福祉課長 山崎 壽 学校教育課長 宗森 妙子 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年2月27日 時点 | 平成30年3月31日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため |
| 平成31年4月1日 | I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 保健福祉課長 山崎 壽 学校教育課長 宗森 妙子 | 保健福祉課長 学校教育課長 | 事後 | 様式変更による |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため |
| 平成31年4月1日 | IVリスク対策 | — | 項目の追加 | 事後 | 様式変更による |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】8,9,10条 | 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】8,9,10条,11条の2 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため |
| 令和2年4月1日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため |
| 令和2年9月30日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和2年9月30日 時点 | 事後 | 再評価の実施 |
| 令和3年4月1日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年9月30日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため |
| 令和4年3月3日 | I -4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 | 番号法第19条第8号 別表第二 | 事後 | 番号法改正による号ズレ対応 |
| 令和5年10月12日 | I -5-①部署 | 保健福祉課、学校教育課 | 総合福祉課、子育て支援課 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|--|
| 令和5年10月12日 | I-5-②所属長の役職名 | 保健福祉課長、学校教育課長 | 総合福祉課長、子育て支援課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため |
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費、並びに高額障害児通所給付費に関する事務を実施する。また、保育園の入園等に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じ、保育実施の費用を徴収している。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①障害児通所給付費等の支給の決定、支払 ②就学前児童の保育所への申込受付から選考、内定 ③定期児童の管理や口座振替等による保育料・給食費等の徴収、滞納管理</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> | <p>児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費、並びに高額障害児通所給付費に関する事務を実施する。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①障害児通所給付費等の支給申請の受理並びに給付決定及び通知 ②肢体不自由児通所医療費の支給 ③障害児相談支援給付費及び特別障害児相談支援給付費の支給申請の受理及び支給 ④障害福祉サービスの提供 ⑤高額障害児通所給付費の支給申請の受理並びに支給決定及び支給 ⑥負担能力の認定及び費用の徴収 ⑦障害児通所給付決定の変更申請の受理並びに変更及び通知</p> | 事後 | 評価の再実施の際事務の整理をしたため |
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | G-Trust、保育料システム、統合宛名システム、中間サーバー | 福祉総合システム(G-Trust)、統合宛名システム、中間サーバー | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | G-Trustファイル、保育料ファイル、統合宛名ファイル | G-Trustファイル、統合宛名ファイル | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1号 別表第一 8項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 | 番号法第9条第1号 別表 9の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 総合福祉課、子育て支援課 | 総合福祉課 | 事後 | 評価の再実施による |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|-------------------------|-------------------------|------|----------------|
| 令和8年3月10日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名 | 総合福祉課長、子育て支援課長 | 総合福祉課長 | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和7年12月1日 時点 | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和7年12月1日 時点 | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限の職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | 特に力を入れている | 十分である | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 | — | 項目の追加 | 事後 | 新様式への変更 |
| 令和8年3月10日 | IV リスク対策 9. 監査 実施の有無 | [○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査 | [○]自己点検 []内部監査 []外部監査 | 事後 | 評価の再実施に係る記載の変更 |
| 令和8年3月10日 | IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 | 十分である | 十分である | 事後 | 評価の再実施による |
| 令和8年3月10日 | IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 項目の追加 | 事後 | 新様式への変更 |